

地方創生関連事業(Ⅲ) 小さな拠点

取りまとめ

「過疎地域振興対策等に要する経費」(総務省所管事業)

「農村集落活性化支援事業」(農林水産省所管事業)

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業(集落活性化推進事業費補助金)」(国土交通省所管事業)

・「小さな拠点」を整備する必要性は認められるが、今回、「新型交付金」が創設されることを踏まえ、既存の3事業について、補助金等を利用する自治体側の立場に立ち、改めて、事業の整理・統合等を含めて、その在り方を抜本的に見直すべきである。